

神奈川県GAP（農業生産工程管理）推進方針

環境農政局農水産部農業振興課

1 趣 旨

農業生産において、GAPを実践することは、農業経営の改善や効率化、労働安全の確保、農産物の競争力の強化、品質向上、消費者や実需者の信頼確保、さらに環境への負荷軽減による農業の持続的発展につながるものである。

国は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）において、「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」とし、これまでの「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野の取組に人権保護、農場経営管理の2分野を追加した「国際水準GAPガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和4年3月に策定した。

県では、「かながわ農業活性化指針」（令和5年3月）において、「新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大」をめざし、農畜産物の安全・安心を確保するため、GAP等の取組の支援等を実施することとし、「神奈川県GAP手法（農業生産工程管理手法）導入推進方針」（平成21年4月）に基づき導入推進を行った結果、主要な産地にGAP導入が図られたため、今後はGAPの定着及び高度化等を推進する。

2 方 針

（1）国際水準GAPの推進について

県は、GAPに取り組む主要な産地等に対し、国際水準GAPの実践※を支援するとともに、GAPを導入していない農業者等に対しては、国際水準GAPの導入を推進する。

※国際水準GAPの実践とは、JGAPやGLOBALG. A. P.等の第三者認証GAP（以下「第三者認証GAP」という。）がいつでも取得可能な水準を目指し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理に係る生産工程管理の取組について、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実践することをいう。

GAPチェックシートについては、「神奈川県GAPチェックシート国際水準GAPガイドライン準拠版」（令和7年3月策定）を推奨し、産地の状況や個々の経営に応じた点検評価方法を指導及び支援して、自己点検または内部点検により経営改善する取組とする。

（2）第三者認証GAPについて

県は、第三者認証GAPの取得支援のため、第三者認証GAPの実施に係る

指導等ができる者（以下「GAP指導員」という。）の育成及び充実を図り、関係機関と連携してGAP指導体制を構築する。

3 取組内容

(1) 国際水準GAPの推進

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課（以下「農業振興課」という。）は、GAP推進の総括として、農業革新支援センターと調整し、推進会議を開催するとともに、神奈川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会神奈川県本部及び県内各農業協同組合（以下「JAグループ」という。）と連携し、国際水準GAPの実践を推進する。

横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課及び各地域県政総合センター農政部地域農政推進課（以下「地域農政推進課」という。）は、地域のGAP推進に取り組むため、農業技術センター普及指導部及び各地区事務所（以下「農業技術センター普及部所」という。）、市町村及び各農業協同組合と連携して、管内の主要な産地等における国際水準GAPの推進をするとともに、その取組状況を把握する。

農業技術センター普及部所は、農業者及び産地に対し国際水準GAPの実践について適切な助言及び指導を行う。また、農業革新支援センターの革新支援専門員は、農業振興課及び神奈川県農業協同組合中央会と調整して研修会を開催するとともに、GAP指導員の育成及び必要に応じて助言及び支援を行う。

かながわ農業アカデミーは、次世代の農業を担う人材を育成するため、授業カリキュラムに国際水準GAPの実践に関する教育を位置付け、第三者認証GAPの認証を維持し、実践的な教育を行う。また、農業に関する学科のある高等学校（以下「農業高校等」という。）は、授業カリキュラムに国際水準GAPの実践に関する教育を行う。

JAグループは、県関係機関及び市町村と連携し、県内の主要な産地等における国際水準GAP実践支援に取り組み、営農指導員のGAP指導員としての資質向上に努める。

(2) GAP指導員の育成

農業者のGAPの実践に当たっては、GAP指導員からの指導・支援により、農業者の生産工程管理における気づきを得ることが重要であることから、GAP指導員の育成に取り組む。

各農業技術センター普及部所に1名以上のGAP指導員を配置するため、GAP指導員の育成に当たり、必要な研修会の開催、研修への派遣等を行う。

(3) 第三者認証GAPの取得支援

第三者認証の取得を目指す農業者に対して、GAP指導員による助言及び指導を行う。また、専門家の派遣等により認証取得の支援を行う。

(4) 消費者等との相互理解の促進

県、市町村及びJAグループは、各種会議、ホームページ等を利用して、GAPをPRし、農業者と消費者、実需者及び流通関係者相互の理解を促進するよう努める。

表1 県関係機関の取組内容

農業振興課	地域農政推進課	農業技術センター		かながわ農業アカデミー	農業高校等
		農業革新支援C	普及指導部・各地区事務所		
GAP推進の総括 ・推進会議の開催 ・第三者認証GAPの取得支援 ・GAP指導員の充実 ・県内消費者等へのPR	地域のGAP推進 ・GAPの推進 ・地域のGAP推進状況の把握 ・補助金の交付	GAP実践支援		GAPの授業の充実 ・カリキュラムにGAPを位置付ける ・第三者認証GAPの認証維持等	GAPの授業の充実 ・国際水準GAPの実践
		・普及指導員への助言及び支援 ・研修会の開催 ・GAP指導員の育成	・GAPの実践支援 ・第三者認証GAPの取得支援		

表2 各関係機関の取組内容

市町村	JAグループ
市町村内のGAP推進 ・推進状況の把握 ・GAPの推進 ・市町村管内でのPR	管内のGAP実践支援 ・取組状況の把握 ・GAPの実践支援 ・GAP指導員の育成 ・第三者認証GAPの取得支援 ・生産者及び消費者の理解醸成

附 則

この推進方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この推進方針は、令和8年4月1日から施行する。